

報告事案資料

| | |
|---|--------|
| ・玉名都市計画道路見直しに係る住民説明会並びに パブリックコメントの結果について | ・・・ 1 |
| ・管理者協議（熊本県公安委員会協議回答書） | ・・・ 8 |
| ・県事前協議（熊本県協議回答書） | ・・・ 10 |
| ・公告・案の縦覧（公告文書） | ・・・ 11 |

玉名都市計画道路見直しに係る住民説明会並びに
パブリック・コメントの結果について

○住民説明会

- ・開催日時 : 令和4年8月25日(木)
第1回 14時から
第2回 19時から
- ・開催場所 : 玉名市民会館会議棟 第1会議室

○パブリック・コメント

- ・募集期間 : 令和4年8月8日(月)から令和4年9月9日(金)まで

<質疑応答>

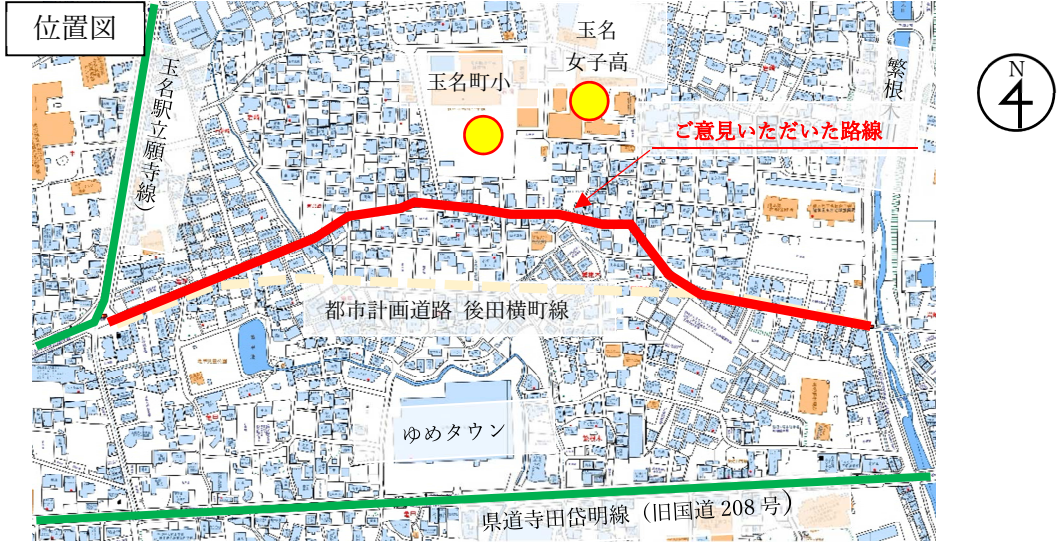
| 番号 | ご意見の概要 | 意見に対する市の考え方 | 政策案の修正内容 |
|----|---|--|---|
| 1 | 都市計画道路の見直しについて、社会情勢の変化に対応した素案を取りまとめられており、「第2次玉名市総合計画」及び「第2期玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一体的に、人口減少対策、地方創生にも取り組んでおられることに共感し、その推進と実現に大きく期待します。 | 都市計画道路の見直しに対してご理解とご期待の声をいただき、ありがとうございます。今後とも住みやすい玉名市を目指して計画を進めて参ります。 | 修正なし |
| 2 | 今回の廃止の理由に「臨海工業都市としての計画が停滞し、交通輸送機能を確保する機能・役割といった必要性が低下したから」とあります。市街地内の路線がこれらの交通輸送機能を確保するためだけの計画道路だったとは思えません。臨海工業地帯の計画の停滞が理由とするには時間がたちすぎていると感じます。平成19年度の見直しではどのように評価されていたのでしょうか。計画決定から47年、59年、71年経過と塩漬けの路線は、以前の見直しで検討、廃止すべきであったと考えます。 | <p>当時は臨海工業地帯の建設の中で、本市においても宅地造成等が図られ、市街地の交通の円滑化を図る必要があると考えられておりました。建設計画の停滞に伴い、これらの必要性も薄れたと判断しております。理由書に宅地造成の件の記載が漏れておりましたので修正いたします。</p> <p>平成19年の見直しの際にも今回と同じ検討を実施しておりますが、当時は現在と異なり、将来交通量が見込まれていたことなどから、整備が必要であるとの判断をし、存続路線としておりました。その後、国道208号バイパスや立願寺横町線が整備されたことにより、市内の道路ネットワークが改善されました。これらの要因などから、今回の見直しでは既存道路による道路機能の代替が可能となったと判断し廃止としております。</p> | 廃止理由の一文を、「臨海工業都市発展のための交通輸送を目的とした都市基盤施設として計画された路線」から「臨海工業都市発展のため、これに適応する宅地造成と交通の円滑化を目的とした都市基盤施設として計画された路線」に修正する。 |

| 番号 | ご意見の概要 | 意見に対する市の考え方 | 政策案の修正内容 |
|----|---|--|----------|
| 3 | <p>道路の持つ機能は交通輸送機能だけでなく、災害時の防災機能や土地利用を促進する機能などもあります。今回の見直しでは、自動車の通過交通量だけで路線の機能や必要性を論じているように感じます。単に廃止とするのではなく、市街地の街路整備として、市街地形成機能、空間機能を重視して、計画幅員を狭くしたり、狭い既存道路を少し整備してやってもいいと思います。特に玉名町小学校の近くにある 3・5・6 後田横町線については、既存道路（別紙図 3 を参照）が狭く歩道もなく、車両の離合もままならない状態です。通学路として利用されていますが、歩行者や生活する人々が危険にさらされています。都市計画道路を廃止した後の歩道整備や道路拡幅の計画はあるのでしょうか。</p> | <p>廃止路線の検討の中で、まちづくりや歩行者への影響については、ステップ 2 の「都市活動への支援」や「生活環境を向上」の中で検討しております。ステップ 3 では道路を廃止した場合の周辺環境への影響を検討しております。</p> <p>今回廃止の路線につきましては、既存道路や計画道路により道路機能が代替されると判断し、廃止路線とさせていただきます。</p> <p>なお、街中の区画道路につきましては、生活道路として今後も継続的に整備修繕を行って参ります。このなかで、4m未満の狭小道路につきましては、地権者からの要望に応じ、市が助成を行いながら道路を広げる取り組みも行って参ります。今後、この取り組みを拡充し、地権者の合意に基づきながら歩行空間を確保する制度の確立を目指し検討して参ります。</p> | 修正なし |
| 4 | <p>桃田運動公園のそばの県道 1 号線から菊池川を橋梁で横断し、繁根木川に沿って旧国道 208 号の県道交差点にある信号までの区間を整備すると非常に役立つのではないかと思います。（別紙図 4 を参照）</p> | <p>玉名市では廃止路線の検討とともに将来を見据えた道路ネットワークを構築するため、新規路線の検討にも着手しております。ご指摘いただいた路線につきましても、新規路線とともに検討して参ります。</p> | 修正なし |
| 5 | <p>3.4.13 高瀬大橋中線の廃止区間の代替路として、存続区間の起点交差部から小浜繁根木線と玉名駅下町線を経由し、旧市役所跡地の横を通り県道寺田岱明線（旧国道 208 号）まで接続する区間（別紙参考図 5 を参照）を都市計画道路とし、右折車線の設置や歩道の整備を検討できないでしょうか。繁根木川沿いの旧市役所の横の道路が頻繁に渋滞が発生しています。当該地には行政機関の施設や市民施設も集約しており、周辺地域からの交通の利便性や、歩道整備による繁根木川の水辺空間や都市景観の向上が図られると思います。</p> | <p>ご指摘いただいた路線につきましては、以前から渋滞緩和についてご要望をいただいていた区間でございますので、新規路線とともに継続して検討して参ります。</p> | 修正なし |

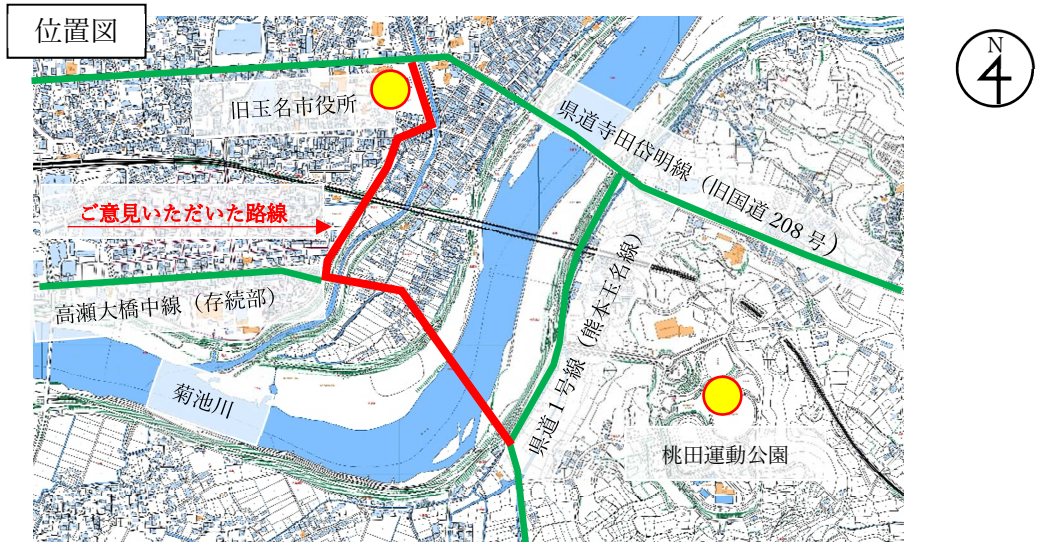
| 番号 | ご意見の概要 | 意見に対する市の考え方 | 政策案の修正内容 |
|----|--|--|----------|
| 6 | 高瀬大橋中線の専修大学玉名高校付近から岱明玉名線までの区間(別紙図6を参照)については都市計画道路として延伸されないのでしょうか。 | 玉名市では廃止路線の検討とともに将来を見据えた道路ネットワークを構築するため、新規路線の検討にも着手しております。ご指摘いただいた路線につきましても、新規路線とともに検討して参ります。 | 修正なし |
| 7 | 3・5・5号前田東線は未整備であり、3・5・9号玉名駅下町線の吉田外科医院付近から繁根木川錦橋の区間は旧態依然の道路であり未整備区間となっています。これらの路線は今回の見直しで存続となっていますが、将来の見直し時に廃止対象とならないよう、存続路線が順次着手されることを期待します。(別紙図7を参照) | 今回の見直しで存続となった路線につきましては、本市の他の政策等と照らし合わせながら、優先順位を設け、順次整備を進めて参ります。 | 修正なし |
| 8 | 玉名市は、市街地を通過して中山間を結ぶ路線や市街地を南北方向への通過・迂回する交通機能が脆弱ですので、市の都市計画道路を検討する場合には、その周辺域も考慮し、既存または整備予定の県道玉名立花線等主要幹線道路も併せて記載した計画図で広域幹線道路、あるいは接続の検討を示すことも必要だと思えます。将来の玉名市のまちづくり計画にもっと重点を置き、地域内外の暮らし、経済の交通網やまちづくり視点の空間づくりに夢を描かれることを望みます。 | 今回の見直しの資料では、廃止路線を見やすくするため、玉名市街地を拡大した図面を用いております。ただし、検討段階では、玉名市内外の道路網を含めて必要性の評価を行っており、特にステップ2では、広域的なネットワーク図を作成し(別紙図8を参照)、県全域における広域交通処理機能やインターへのアクセス機能等を広域的な視点で評価しております。 今後も、玉名市の上位関連計画等と連携をとりながら、市民の皆様が安心安全に暮らせる住みやすい玉名市を目指してまちづくりを進めて参ります。 | 修正なし |
| 9 | 豊水方面から小島橋を通りJR玉名駅と接続する部分を高架化し、駅の北側と南側を結ぶことで、土地を有効に活用でき、車の流動もよくなり、街が発展すると思えます。(別紙図9を参照) | 玉名駅の南北を繋ぐ路線については、渋滞の緩和やにぎわいの創出等の観点から、重要であると考えております。今回改定を行う、都市計画マスタープランの中でも今後の方向性として「玉名駅周辺の交通結節機能の向上」を掲げており、新規路線として継続して検討して参ります。 | 修正なし |

| 番号 | ご意見の概要 | 意見に対する市の考え方 | 政策案の修正内容 |
|----|---|---|--|
| 10 | <p>今回説明のあった都市計画道路の廃止路線が現在行われている「玉名市都市計画道路マスタープランの見直し」の資料では存続路線として記載されています。整合は取れているのでしょうか。</p> | <p>今回の説明会での廃止路線は、廃止候補路線となります。説明会およびパブリックコメントが終了した後に、廃止の手続きを開始するため、現時点では都市計画マスタープランには掲載されております。今後廃止手続きが完了した後に、削除する予定としております。</p> | <p>修正なし</p> |
| 11 | <p>補足説明資料 P13 では前田東線の路線番号は 3・5・5 と書いてありますが、見直し素案の総括図では 3・4・5 と書いてあります。どちらが正しいのでしょうか。</p> | <p>ご指摘の件につきまして、正しくは 3・5・5 となります。資料を修正させていただきたいと思っております。</p> | <p>見直し素案における前田東線の路線番号を「3・4・5」から「3・5・5」に修正する。</p> |

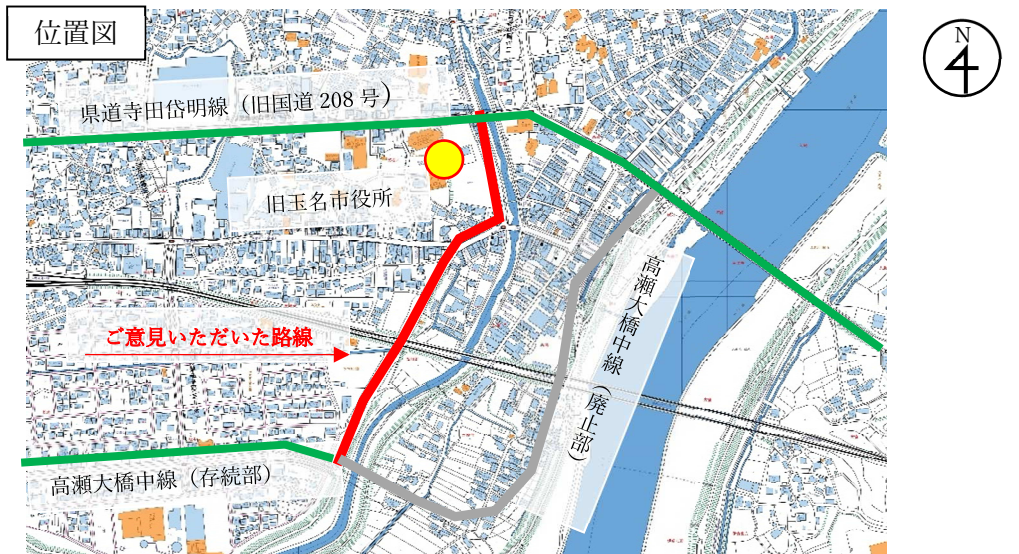
別紙図 3



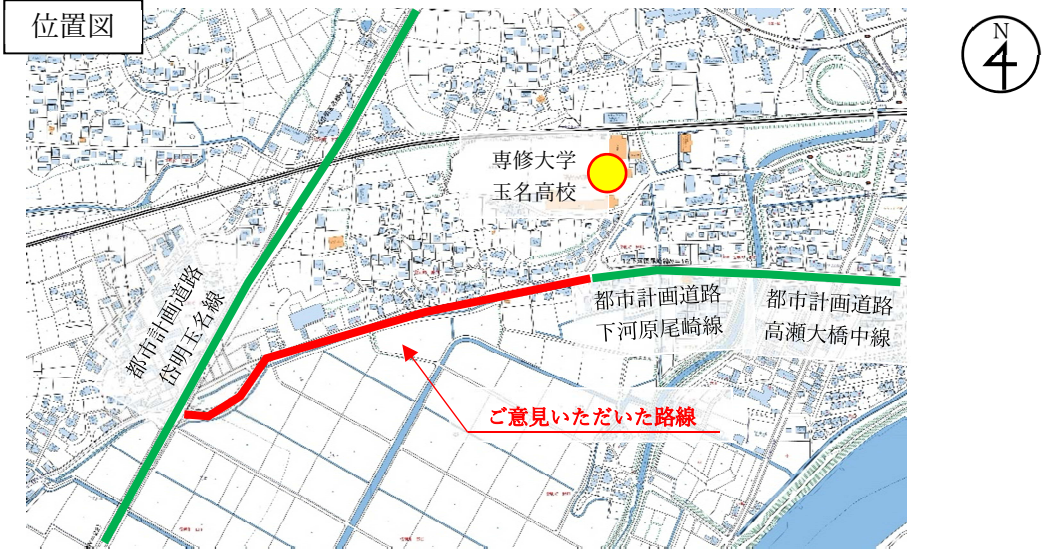
別紙図 4



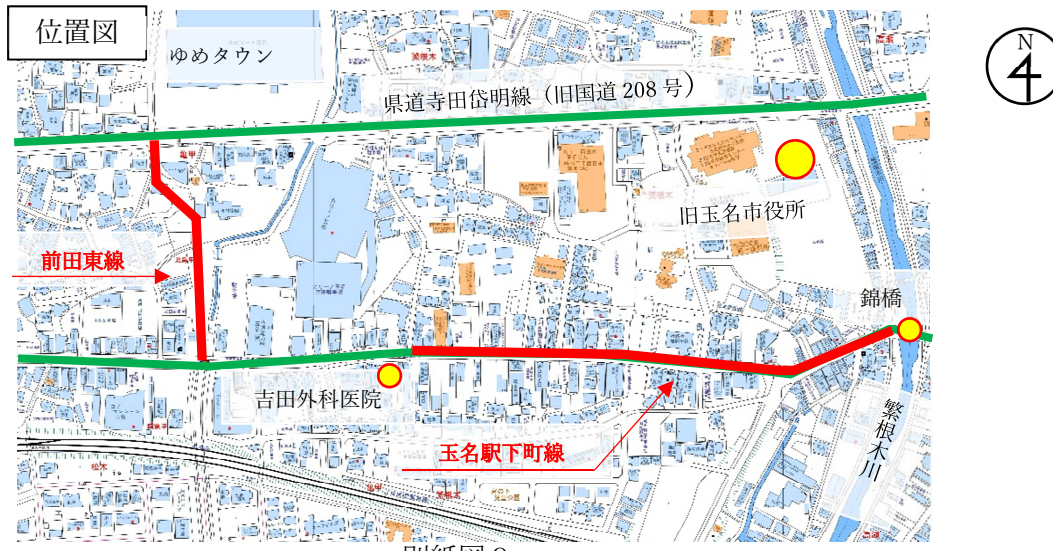
別紙図 5



別紙図 6

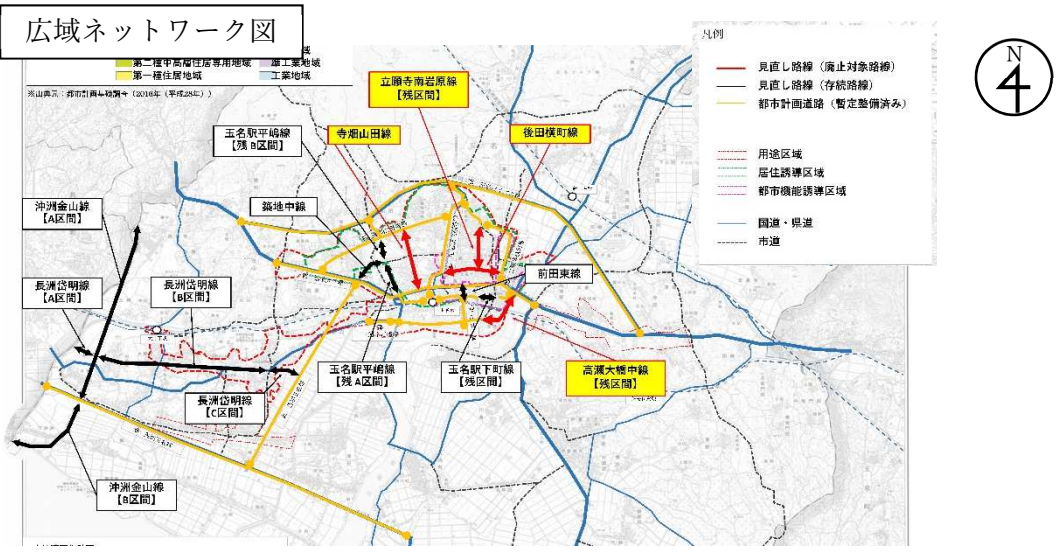


別紙図 7

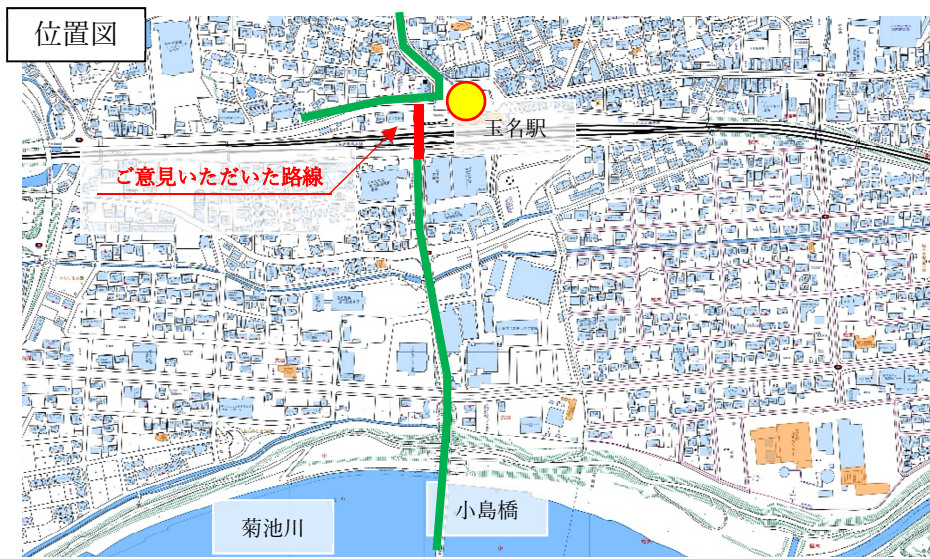


別紙図 9

別紙図 8



別紙図 9

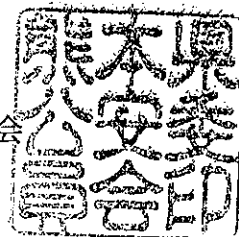


熊公委第 376 号

令和4年11月29日

玉名市長 様

熊本県公安委員会



玉名都市計画道路の変更について (回答)

令和4年10月24日付け玉市都第154号をもって協議のあった見出しのことについては、別紙のとおり回答します。

| | | | | |
|----|----|------|-----|----|
| 係員 | 係長 | 課長補佐 | 審議員 | 課長 |
| | | | | |



別紙

1 意見聴取事項

(1) 路線名

3・4・4号 寺畑山田線他7路線

(2) 場所

玉名市中字寺畑他地内他

(3) 聴取内容

玉名市が策定する「玉名都市計画道路」の全線（一部）廃止等に伴う変更
についての意見聴取。

2 公安委員会の意見

(1) 意見

上記都市計画道路の変更については、特に意見はありません。

(2) 要望事項

路線廃止等に伴い交差点形状等に変更が生じる場合は、別途関係法令に基づき手続きを願います。

令和4年(2022年)12月7日

玉名市長 藏原 隆浩 様

熊本県土木部長



玉名都市計画道路の変更について(回答)

令和4年(2022年)11月22日付け玉市都第167号で協議のありましたこのことについては、異存ありません。

なお、玉名都市計画区域マスタープランにおいて「市民の生活利便性の向上が図れるよう、交通機能の向上と都市内の地区間連携を促進する幹線道路の整備、生活道路の充実に努める」としていることを踏まえ、必要な整備は検討いただくようお願いします。

熊本県土木部道路都市局
都市計画課都市交通班
担当：西木
TEL 096-333-2524

| | | | | |
|----|----|------|-----|----|
| 係員 | 係長 | 審査係長 | 審議員 | 課長 |
| | | | | |



玉名市公告第60号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、玉名市の住民及び利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について玉名市に意見書を提出することができる。

令和4年12月8日

玉名市長 藏原 隆浩

1. 都市計画の種類

玉名都市計画道路

| | | | |
|-------|---------|--------|---------|
| 3・4・4 | 寺畑山田線 | 3・5・7 | 立願寺南岩原線 |
| 3・5・6 | 後田横町線 | 3・4・10 | 築地立願寺線 |
| 3・4・2 | 築地大倉線 | 3・4・11 | 立願寺横町線 |
| 3・4・3 | 玉名駅立願寺線 | 3・4・13 | 高瀬大橋中線 |

2. 都市計画の変更に係る土地の区域

玉名市秋丸字下中州、字居屋敷、岩崎字灰島、字高津原、字紺町、字山ノ江、字川原、字池田、字中岩原、字塔ノ本、字東岩原、字南岩原、字本原、字野路、字六反田、永徳寺字出口、字上出口、字東原、字馬場、字八日町、字平、字堀田、亀甲字浦田、字後田、字高原、字上エ畑、字西ノ前、字長畑、字東、字北園、高瀬字横町、字本町、築地字下原、字古閑、字今見堂、字市場、字芝浦、字修理田、字除ヶ口、字上河原、字深田、字大坪、字南大門、字平町、中字河原、字古野、字寺畑、字水落、字前、字池尻、字田嶋、字徳丸、字内田、字檜林、字平畑、字北川、字堀内、字野路、中尾字城ノ下、字天神木、繁根木字辻、字田淵、字堂ノ後、字北、山田字糠峯、字高岡、字高岡原、字中嶋、字平嶋、立願寺字井川尻、字花水、字曲松、字山、字松尾、字松尾原、字西段、字西畑、字惣萩、字大塚、字池田、字池田上、字東段、字筒浦、字六地藏、松木、六田、岱明町野口字上河原、字大原、字北尾崎の各一部

3. 都市計画の案の縦覧場所

玉名市役所建設部都市整備課

4. 縦覧期間

令和4年12月8日から令和4年12月22日まで

5. 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(土曜日、日曜日及び祝祭日は、閉庁日のため縦覧できません)